

告 示

埼玉県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成三十年関東地方整備局告示第百五十二号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和七年関東地方整備局告示第五十八号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県朝霞市浜崎六百七十八番地

三 都市計画事業の種類及び名称

平成三十年関東地方整備局告示第百五十二号新座都市計画道路事業三・四・十号放射七号線

四 事業施行期間

平成三十年四月二日から令和十四年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

なし